

令和6年3月29日  
(2024年)

事業者各位

吹田市総務部契約検査室長

## 工事及び工事に係る設計・測量等業務委託の契約制度について

標記のことについて、令和6年度の工事及び工事に係る設計・測量等業務委託の契約制度を下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

### 1 最低制限価格算出基礎額の算出方法について

工事及び工事に係るコンサル業務の最低制限価格算出基礎額については、国の低入札価格調査基準に準拠して算出し、適正な施工の確保に努めています。令和6年度は令和5年度と同様の計算式を適用します。

#### 工事の最低制限価格算出基礎額の算出方法

工事の最低制限価格算出基礎額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（税抜き）を1万円未満の端数を切り捨てた額とする。（上限額は予定価格（税抜き）×9.2/10、下限額は予定価格（税抜き）×7.5/10とする。）

#### 【計算式】

- (1) 直接工事費 × 9.7/10
- (2) 共通仮設費 × 9/10
- (3) 現場管理費 × 9/10
- (4) 一般管理費 × 6.8/10

#### プラント工事の場合

- (1) (機器費+直接工事費+設計技術費) × 9.7/10
- (2) 共通仮設費 × 9/10
- (3) (現場管理費+据付間接費) × 9/10
- (4) 一般管理費 × 6.8/10

## 2 制限付一般競争入札参加条件について

令和5年度と同様の入札参加条件を適用します。

令和6年度の主要5工種、橋梁の鋼構造物工事及び造園の一般的な入札参加条件は吹田市ホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>工事及び工事関連コンサル関係 入札情報>電子入札>制限付一般競争入札参加条件に掲載のとおりです。

特殊な案件は個別に入札参加条件を設定します。

特定建設工事共同企業体（JV）案件は事前に入札参加条件を吹田市ホームページで公表します。

## 3 電子入札について

（1）工事及びコンサルタント業務等について、全て電子入札で行います。

（2）工事の一般競争入札において、年間の受注件数を2件までとします。ただし、電気、管及び舗装工事においてAランクを取得している市内事業者については、3件までとします。

## 4 質疑のメールアドレスについて

制限付一般競争入札における質疑のメールアドレスを次のアドレスに変更します。

質疑用メールアドレス：keiyak\_situgi@city.suita.osaka.jp

## 5 地域建設業経営強化融資制度について

資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設事業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設事業者の資金調達の円滑化を支援するため、国土交通省において「地域建設業経営強化融資制度」が創設されています。

本市においても、平成29年度より、受注者の資金調達の円滑化を支援し、工事の適正な施工の確保を図るため本制度を導入していますが、令和6年度においても継続します。

（1）制度の概要

一般財団法人建設業振興基金のホームページを御確認ください。

URL：<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

（2）申請様式等については、

吹田市ホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>入札に関するお知らせ・通知>地域建設業経営強化融資制度の導入について を御確認ください。